

## 矢板市認知症等による徘徊高齢者等事前登録制度の実施に関する協定書

矢板市（以下「甲」という。）、矢板警察署（以下「乙」という。）及び矢板市地域包括支援センター（以下「丙」という。）は、矢板市認知症等による徘徊高齢者等事前登録制度実施要綱（平成29年9月1日制定）に定める事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 認知症等により徘徊のおそれのある高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見及び保護するため、当該高齢者等に係る情報の事前登録の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者等の安全確保及び家族等の支援を図ることを目的とする。

### （協定内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力して行うものとするものとする。

#### （1）登録情報の提供

甲は、乙及び丙に対して矢板市認知症等による徘徊高齢者等事前登録制度において申請された情報（以下「登録情報」という。）の提供を行うものとする。

#### （2）通報時の支援

甲、乙及び丙は、通報の内容について共有し、登録情報との確認を行い、徘徊高齢者等の安全確保にむけて必要な支援を行うものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の取り組みにより知り得た個人情報を適切に管理し、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。なお、この協定の適用期間が満了した後においても同様とする。

(協定期間)

第4条 協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙から何らの意思表示がない場合は、当該期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市長 齋藤淳一郎

(乙) 栃木県矢板市中2001番地1

矢板警察署長 神山政明

(丙) 栃木県矢板市平野1362番地12  
社会福祉法人厚生会

理事長 高橋武

栃木県矢板市末広町45番地3  
医療法人社団為王会

理事長 尾形享一